

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会

2024 年春季 9 号

編集・発行責任者

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会 広報局 森 拓次

〒661-0976 兵庫県尼崎市潮江 2-17-31

TEL 06-6470-3813 Fax 06-6470-3814

E-mail nihosin@gmail.com

本年は元旦早々に能登半島地震が起きました。私たちの住む日本は阪神大震災、東日本大震災、太平洋、日本海、内陸であれ、構造上地震大国で活動期に入っているとされ巨大地震災害は今後も絶えることはないのではないのでしょうか。

安全な構造に創り変えることが急務となるでしょう。能登珠洲市では 4m もの地面が上昇してしまっています。港は使えない。もしそこに原子力発電所があったなら福島原発事故どころではなかったのではないのでしょうか。毎年上昇し続ける夏の暑さ、原発、化石燃料に頼らず太陽光発電、水力、風力のクリーンでコストのかからないクリーンエネルギーで再生可能で平和で安全な国家づくりが必須です。長寿国家となっている日本は高齢者医療問題は極めて重要です。健康であれば 83.3% の人が定年後も働きたい。65 才まで働きたい人は 45.1%、働けるうちはいつまでも働きたいは 24% おられます。2031 年国家公務員は定年 65 才としています。東洋医療である鍼、灸、あんま（マッサージ）指圧は薬、注射を用いず自然治癒力を活かす鍼灸です。高齢医療には鍼灸治療は身体に負担が少なく費用も安価です。調査では健康保険で法の通り一般医療と同じく 1 割、2 割、3 割の給付で使えるなら 5 割の人々が鍼灸治療を受けたいと希望されています。

私たちは厚生労働省に毎年春と秋の 2 回はり・きゅう（マッサージ）指圧を一般医療と保険給付を義務付けた健康保険法を守り義務化し統治能力発揮せよ、コンプライアンスを守れと完膚なきまで論破し交渉していますが厚生労働省は強弁し法を守っていません。まったく瑕疵のない国民に対し給付と真逆の行っはならない強権的な制裁行政を行い「受領委任」扱いや「償還払い」で受領権を奪っています。当会の一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会とその母体である協同組合兵庫県保険鍼灸師会は兵庫県議会第 366 回定例会へはり・灸・あんま・マッサージ及び指圧の東洋医療の養成学校の改善を求める国へ意見書を提出しました。

①東洋医学を国民の健康保持増進に不可欠な医療としての認知向上に努めるとともに鍼師、きゅう師等養成学校の 4 年課程や 6 年課程の設置を促進するなど人材育成に努めること。

②その上で、現行のはり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に係る療養費・受領委任の取扱いにおいては、より望ましい制度の在り方について広く当事者の意見を聴取し、検討を進められたい。3 月 22 日に原案通り全会一致で採決されました。兵庫県議会より衆・参議長、総理大臣、閣房長官、総務大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、国へ請願、意見書が提出されます。鍼灸あんまマッサージ指圧の業界のみならず県民と歴史にとって大変画期的なことではないのでしょうか。今後さらに積み上げていきます。大きな力となります。

ご協力ご援助いただいた全議員の皆様と県職員の皆様に感謝いたします。

代表理事 藤岡 東洋雄

一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会のホームページができました。

japanharikyumassage.com

何度も検索して SEO にご協力ください。(^o^)



療養費申請のツボ

●施術の引き継ぎについて

患者さんが、A 治療院から B 治療院に変更する場合、B 治療院の施術者は、A 治療院から同意書のコピーをもらい受けるようにしてください。また、初療日は、病名が変わらない限り、A 治療院で始めた日が初療日になりますので、患者情報だけでなく、その辺りのことも詳しく聞いておいてください。

●「鍼灸マッサージの生活保護読本」について

国民の会の坂田先生からいただきました「鍼灸マッサージの生活保護読本」ですが、例会や保険講習会に出席出来ないという方のために、事務所にも 10 部ほど置いています。事務所でもお渡し可能ですので、特に尼崎支部の方にご利用ください。よろしく願いいたします。

●鍼灸施術とマッサージ施術は併用出来ます！

はり・きゅう・マッサージの三療をお持ちの先生方は、ご存知だと思っていたのですが、「鍼灸とマッサージの併用は出来るのですか？」とのご質問がありましたので、再度お知らせしておきます。鍼灸施術とマッサージ施術は併用可能です。痛みの部位に対しては鍼灸施術。筋麻痺・関節拘縮の部位に対してはマッサージ施術と使い分けていただければと思います。ただ、部位が重なる場合に不支給にする保険者がありますので注意してください。例)腰痛症で鍼灸施術をする場合は、マッサージ施術の躯幹は不支給になる場合があります。ご注意ください。

●施術報告書の名前について

尼崎市国保から「施術報告書の施術者が相違しています。」との返戻がありました。問い合わせしてみると、療養費の支給基準には、「主たる施術をした者が書く」ということになっているので、今回の場合、主たる施術をした者ではなくて、施術管理者の名前が書かれていたので、返戻とさせていただきます。ということでした。これまで、このような返戻がなかったので、気がつきませんでした。療養費の支給基準を改めて読むと、やはりそう書かれていました。現時点で、このような返戻をして来たのは、尼崎市国保だけですが、施術管理者が、一度も施術をしていない場合は、主たる施術をした者の名前を書いていた方がいいのかも知れません。

活動報告

2024 年 2 月 7 日に全国中小企業者団体連絡会の省庁交渉と参議院議員会館 3F 3 会議 10 時 30 分から 12 時共産党中林明子参議院議員紹介で秘書と佐藤萌海氏、兵商連畑中氏立会いの下 6 項目の請願を行いました。

厚労省医政局医事課医事専門官 影山庸平氏

厚労省医政局医事課医事専門官 上山氏

全項目に今までと同様の解答をしました。能登半島地震被害地について事務連絡に基づいて特例措置を行うと解答しました。

鍼・灸・あんま・マッサージ指圧は全ての健康保険法は「疾病、負傷若しくは死亡又は出産に関して保険給付を行い」となっており、療養費の支給基準でも医療を現物で給付する療養の給付が原則となっているとある。厚労省、保険者は法を守らず、理由、根拠なく受領委任や償還払いを強弁の繰り返しを行う傲慢な態度と違法を指摘されると単純な否定の繰り返しを行うことをしています。受領委任や償還払いを行う場合は行政（保険者）制裁行為として被保険者が法律又は規則または慣習などに背いた者に対して加えられる懲らしめや罰、またはそうした懲罰を加えるときに行うものです。しかし、被保険者には全く瑕疵はありません。いかにも不当なものであります。刑法 193 条に公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、2 年以下の拘禁刑に処する。にあたるものではないでしょうか。昭和 25 年 1 月以来現物給付から排除され受領権を奪われています。皆の力で現物給付を取り戻し受領権を取り戻しましょう。

令和6年2月3日

兵庫県議会議長 内藤 兵衛 様



(請願者)

兵庫県尼崎市潮江2-1
一般社団法人日本保険鍼灸マッサージ師会
代表理事 藤岡 東洋雄



兵庫県尼崎市潮江2-1-7-31
協同組合兵庫県保険鍼灸マッサージ師会
理事長 藤岡 東洋雄



(紹介議員)

伊藤 傑

谷井 いさか

鈴木 良子

北上 あきひと

庄本 えつこ

1 件名

はり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の東洋医療の養成学校の改善等を求める意見書提出の件

2 請願の要旨

様々な疾病、負傷の治療と回復のための行為を法による免許を受けてになっているのは、医師資格免許者等の西洋医療と、はり師資格免許者、きゅう師資格免許者、あんまマッサージ指圧師免許者の東洋医療です。日本の医療は、近代以降、西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されています。

東洋医療は、多くの傷病に対し効果が認められており、国民の健康増進・医療経済効果に寄与するものとして大きく期待されるところです。

しかしながら、我が国現行のはり師、きゅう師等の養成学校制度は、国際基準に照らしても劣っています。例えば中国や韓国などは医学部に入学し、6年制度で中医、韓医

となっています。日本はその半分の3年制度です。はり師、きゅう師等養成学校の改革は国民の保健に対し責任を十分に果たすことに必要不可欠なことです。

また、現行のはり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に係る療養費・受領委任の取扱いにおいては、運用上、課題もあります。

については、下記事項を内容とする意見書を国へ提出するよう要望します。

- ① 東洋医学を国民の健康保持増進に不可欠な医療としての認知向上に努めるとともに、はり師、きゅう師等養成学校の4年課程や6年課程の設置を促進するなど人材育成に努めること。
- ② その上で、現行のはり、きゅう、あん摩、マッサージ及び指圧の施術に係る療養費・受領委任の取扱いにおいては、より望ましい制度のあり方について、広く当事者の意見を聴取し、検討を進められたい。

厚生労働大臣 **武見 敬三**様

2024年2月7日

兵庫県西宮市東町 2-1-32
西宮民主商工会
会長 山田 平
西宮民主商工会・共済会
理事長 藤岡東洋雄

請 願 書

各健康保険法に基づき、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧治療への健康保険給付の回復と仕組の改善および「施術管理者」の廃止、鍼灸養成学校の改革を求め、憲法16条および請願法に基づき、下記のように請願します。

なお、はじめに、本年1月1日に発生した能登半島地震における被災者への健康と生活再建支援のため、東日本大震災及び熊本地震の際に採用された措置と同様に、保険証や同意書、診断書なしで、はり・きゅう・あんま・マッサージ・指圧の治療を可能にする措置を緊急に求めます。

本請願は、「はり師、きゅう師、あんま（マッサージ）指圧師が行う東洋医療を自らの健康保険で自由に受けたい」と言う国民と患者の権利回復と要求に基づき各健康保険法の目的と義務である厳格な「療養の給付」が、各健康保険法の通り厳格に早急執行されること要求します。

様々な疾病、負傷の治療と回復の為の行為を法により付託と免許されているのは西洋医療の医師資格免許者とはり師資格免許者、きゅう師資格免許者、あんま（マッサージ）指圧師資格免許者の東洋医療です。日本の医療の法体系は西洋医療と東洋医療の二本柱で構成されています。

現に病院など医療機関では、漢方薬・あんま（マッサージ）指圧の東洋医療には鍼灸を除いて保険給付を行っています。

生活保護法、労災保険法においては鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧の施術所であっても医療機関でも法の通り鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧治療の保険給付を行っています。

しかしながら厚生労働省の通知のもとで国民健康保険・後期高齢者医療保険・全国健康保険協会健保・健康保険組合・共済組合・船員保険等は鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧施術所における鍼・灸・あんま・マッサージ・指圧の保険給付を実施せず療養の支給で受領委任払や償還払しています。

その結果いつでもどこでも誰でも自由に受診することができません。

健康保険法第1条は「この法律は（略）疾病、負傷若しくは、死亡又は出産に関して保険給付（＝現物給付）を行い、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする。」とあります。鍼・灸・あんま（マッサージ）指圧・漢方薬の東洋医療の現物給付を義務付けています。

また、国民健康保険法第2条でも「被保険者の疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な保険給付（＝現物給付）を行うものとする」とあります。鍼・灸・あん摩（マッサージ）指圧の東洋医療にも保険給付（＝現物給付）を義務付けています。

昭和10年代から昭和25年1月までは東洋医療にも保険給付（＝現物給付）されていました。

昭和25年1月19日保発4号通知によって保険者との契約停止と保険給付停止し保険給付（＝現物給付）から突然規則等に反した者に行う処分扱いの「償って現金を払う」償還払いに貶しめました。

何の瑕疵のない被保険者、患者に法律にも無いかつ不必要な医師の同意書、病名制限、西洋医療との併療禁止など制限を加え鍼・灸・マッサージの受診を困難にし、受診の権利侵害を73年間行っており、これは憲法11条基本的人権の享有、13条国民権利、14条法の下に平等、刑法193条公務員の職権乱用と各健康保険法の保険給付を行う、に反する行いとなっています。

はり師、きゅう師、あん摩マッサージ指圧師に令和2年度より健康保険受領委任取扱にあたって「施術管理者」なる仕組をつくり、その申請要件になっている1年間の「実務経験」を受け入れる施術所がほとんどない現状では申請できず、仕組そのものが破綻しています。かつ将来にわたり「施術管理者」が少数となり、被保険者・家族等は保険で東洋医療・鍼・灸・あん摩（マッサージ）指圧の受診権利を奪うこととなり法に反しています。国家免許に「施術管理者」とは、屋根の上に屋根を作るのに等しく、必要のないものです。

はり師・きゅう師養成学校制度を4年制、6年制への改善は急務です。

我が国現行のはり師・きゅう師の養成学校制度は国際標準に照らしても劣っています。例えば中国や韓国などは医学部に入学し、6年制度で中医、韓医となっています。日本はその半分の3年制度です。養成学校制度の改革は疾病の治療、保健に対し、責任を十分に果たしえることに6年制は必要不可欠なことです。

高齢者は足・腰・膝の思いで多くが寝た切り介護、認知症となっています。

鍼・灸・あん摩（マッサージ）指圧の東洋医療は効果的であり介護保険も使わず終末まで現役も期待でき75～80才まで労働の可能性も有り、労働不足にも役立ちGDPに貢献も期待出来ます。

鍼・灸・あん摩（マッサージ）指圧の保険給付によって、いつでもどこでも誰でも東洋医療を受診できる、これによって大きな医療効果、大きな経済効果が見込まれます。医療費逼迫のなか、国の医療財政の安定化と新たな財源創出、さらに医師・看護師不足にも役立ちます。

そして「国民よし、社会よし、国家よし」となります。

以下の事項を請願します。

請願項目

1. 東洋医療の鍼・灸・あん摩・（マッサージ）指圧治療は、厳格な給付であるにもかかわらず昭和25年から、受領委任や償還払いとなっている。早急にこれらを撤廃し、健康保険法1条、国民健康保険法2条に基づく厳格な保険給付（＝現物給付）、昭和25年以前の制度に戻し保険給付を実施し権利回復をすること。
2. 鍼・灸・あん摩・マッサージ指圧治療に同意書・診断書の添付、病名の制限また鍼・灸治療の西洋医療との併給禁止、療養費申請書の被保険者署名等は、法の根拠なく法にそむく通知はすべて廃止すること。
3. 鍼・灸・あん摩・マッサージ指圧の受診の機会と権利を奪う「施術管理者」の仕組みを撤廃すること。
4. はり師・きゅう師など学校養成制度を早急にすべて4年制にすること。4年制学校実現の後、3年以内に6年度制を実施すること。
国家の責任において養成施設の人材を育成すること。
5. 能登半島地震における被災者に対し、東日本大震災及び熊本地震の際に採用された措置と同様、保険証や同意書、診断書なしで、はり・きゅう・あんま・マッサージ指圧の治療を可能にすることを緊急に求めます。
6. 高齢者、傷病者の多くは複数疾患があり、実態に応じたはり・きゅう・あんま・マッサージ指圧の治療は出来高払い制にすること。



会の活動・広報部へのご要望、アイデアは随時受け付けております。
事務所へご連絡ください。

編集後記

オンライン資格確認のためのポータルサイトユーザー登録が始まりました。こうして、みんなデジタル化に飲み込まれていくんですね。安全性を最重点に進めていただきたいものです。

